

DIVISION 利用規約

「DIVISION 利用規約」（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社 J Style(以下、「当社」といいます。)が運営するコワーキングスペース「DIVISION」（以下、「DIVISION」といいます。）の利用について定めるものです。利用者は、本規約を確認し、承諾の上、DIVISION を利用するものとします。

第1章 総則

第1条 目的

当社が DIVISION として提供する諸施設（以下、「DIVISION 店舗」といいます。）を利用する方は、DIVISION 店舗を勉強、事務作業、商談、講習会等、又は利用者相互の親睦を図ることを目的として利用するものとし、楽しみながら仕事やコミュニケーションすることに努めるものとします。

第2条 適用対象

- 1 本規約は、当社が DIVISION において提供する以下のサービス（以下、総称して「本サービス」といいます。）に対して適用されます。
 - ① オープンスペース利用サービス
 - ② バーチャルオフィス利用サービス
 - ③ その他上記に関連するサービス
- 2 当社は、本サービスの提供及び運営等のため、個別のサービスごとに利用規約や利用上の注意、DIVISION 店舗利用細則等の各種規程（以下、「各種規程」といいます。）を別途設けることがあります。これらの各種規程は本規約の一部を構成するものとし、本規約に定める内容と異なる場合には、特段の定めのない限り、各種規程に定めた内容が優先されるものとします。
- 3 本サービスの利用者は、[第3条](#)に定める会員種別等に関わらず（ビジター会員、ゲストも含むものとし、当社が定める申込書その他書類を当社へ提出した時点で、本規約及び各種規程に同意したものとみなし、本規約及び各種規程の適用を受けるものとします。

第2章 会員

第3条 会員種別等

1 DIVISION 会員

当社の提供する本サービスのうち[第2条1項](#)の①～②のサービスを継続的に利用するため、当社に対して申込み（以下、「入会」といいます。）を行い、当社がこれを承諾した方を「DIVISION 会員」と総称し、その利用を申込んだサービス内容に応じ、以下のとおり呼称します。

- ① フリー会員
当社の提供するオープンスペース利用サービスの申込みをした DIVISION 会員
- ② 法人会員
当社の提供する JTS 株式会社より紹介を受け、法人利用サービスの申込みをした DIVISION 会員

2 ビジター会員

当社は、本サービスの利用希望者から当社指定の方法によりなされた申込み及び当社の承諾により DIVISION 会員以外の方にオープンスペース利用サービスを提供することがあり、この方を「ビジター会員」と呼称します。なお、ビジター会員は当社が別途定める利用料金を支払うものとします。

3 ゲスト

- (1) DIVISION 会員に同伴する方（以下、「ゲスト」といいます。）は、当該会員の申込み及び当社の承諾により、ゲスト1人につき1日1回、2時間を上限として、該当会員が利用できるサービスの限度で DIVISION 店舗を利用することができるものとします。
- (2) DIVISION 会員による本項のゲスト利用の申込みに対して、当社は、その会員区分に応じて別途当社が定めた1日あたりの上限数内に限り、これを承諾するものとします。
- (3) ゲストによる DIVISION 店舗の利用が1日2時間を超えた場合には、当該ゲストは、当社に対し、ビジター会員利用料金相当額の追加利用料金を支払うものとします。

4 バーチャルオフィス会員

当社の提供するバーチャルオフィス利用サービスを利用するため、当社に対して申込みを行い、当社がこれを承諾した方を「バーチャルオフィス会員」と呼称します。

第4条 会員資格等

1 入会資格等

入会資格を有する方、ビジター会員、ゲスト又はバーチャルオフィス会員として当社の提供するサービスの利用資格を有する方は、本規約及び各種規程を承諾の上で、本サービスの利用を希望する方とします。ただし次に該当する方は入会ないし本サービスの利用をすることができません。

- ① [第20条](#)に抵触する方
- ② 違法薬物の使用者

- ③ 16歳未満の方（当社が特別に承認した場合は除く。）
- ④ 当社が行う審査により、適切でないと判断された方
- 2 資格喪失 DIVISION 会員及びバーチャルオフィス会員（以下、「DIVISION 会員等」といいます。）は、次の場合にその会員たる地位を喪失し、当社は、当該会員に対する本サービスの提供を終了します。
 - ① 退会したとき
 - ② 除名されたとき
 - ③ 死亡したとき
 - ④ 当社が長期にわたり本サービスを提供できなくなったとき
- 3 利用終了
 ビジター会員及びゲストが利用終了処分を受けたときは、当社は、直ちに当該利用者に対する本サービスの提供を終了します。

第5条 オープンスペースの利用

- 1 DIVISION 会員による利用
 DIVISION 会員は、本規約及び各種規程に従い、その会員種別、利用プランに応じて定められた施設利用可能時間の範囲内において、その入会申し込みを行った DIVISION 店舗に関わらず、当社指定店舗のオープンスペース部分を第1条に定める目的のもと利用することができるものとします。
- 2 ビジター会員及びゲストによる利用
 ビジター会員及びゲストは、本規約及び各種規程に従い、その会員種別、利用プランに応じて定められた施設利用可能時間の範囲内において、その利用申し込みを行った DIVISION 店舗の当社指定のオープンスペース部分を第1条に定める目的のもと利用することができるものとします。
- 3 フリー会員に関する特則
 フリー会員は、1日につき追加利用料金1,000円（税抜）を支払うことにより、その選択したプランより定められた施設利用可能時間外であってもオープンスペース部分を利用することができるものとします。なお、当該利用追加料金は、利用当日に、現金又はクレジットカード決済により、DIVISION 店舗にて支払うものとします。

第6条 利用料金等

- 1 入会金
 DIVISION 会員への入会申し込みをする方（以下、「入会申込者」といいます。）は、当社に対し第7条1項に従い入会金7,000円（税抜）を支払うものとします。なお、入会金はいかなる場合も返還しないものとします。
- 2 利用料金
 - (1) 月額料金
 DIVISION 会員等は、その会員種別、利用プランに応じて当社が別途定める月額料金を支払うものとします。
 - (2) ビジター会員利用料金
 ビジター会員は、その利用の都度、曜日・時間帯等に応じて当社が別途定める利用料金を支払うものとします。
 - (3) ゲスト利用料金
 ゲストは、利用時間2時間までは無料とします。
- 3 支払方法
 - (1) 入会申込者は、その入会金、入会月の月額料金（月途中での入会の場合には、その月の月額料金は日割額とします。）及び翌月分の月額料金を、第7条1項に従い、DIVISION 店舗の店頭（以下、「店頭」といいます。）にて、現金又はクレジットカード決済により支払うものとします。
 - (2) バーチャルオフィス利用サービスの申込者は、その申込月の月額料金（月途中での申込みの場合でもオプションとなるため1ヶ月分請求するものとします。）及び翌月分の月額料金を、第7条2項に従い、店頭にて、現金又はクレジットカード決済により支払うものとします。
 - (3) 入会・申込みの翌々月分以降の月額料金の支払いについて、DIVISION 会員等は、毎月15日限りその翌月分をクレジットカード決済により支払うものとします。なお、所定の期日に決済ができない場合は、その理由の如何を問わず（当社都合による場合を除く。）、別途手数料が発生するものとします。
 - (4) ビジター会員及びゲストは、そのビジター会員利用料金又はゲスト利用料金を、第7条2項に従い、店頭にて、現金又はクレジットカード決済により支払うものとします。
 - (5) その他支払方法の詳細については、別途当社が定めた内容によるものとします。
- 4 その他
 - (1) DIVISION 会員等への申込後、3か月以上その会員を継続した方は、当社指定の変更手続

きにより、毎月の月額料金を銀行口座振替により支払うことができるものとします。この場合、前項に関わらず、毎月対象となる銀行の振替指定日に翌月分の月額料金について銀行振替の手続きを行うものとします。

- (2) 経済情勢の変動、又は当社が運営上必要と判断した場合には、当社は、利用プランの改廃並びに入会金及び月額料金・利用料金の金額の増減をすることができるものとします。
- (3) DIVISION 会員等は、その実際のサービスの利用実態の有無を問わず、書面にて退会手続きを完了しない限り（本規約による休会の場合を除く。）、所定の月額料金を支払うものとします。
- (4) DIVISION 会員等が退会、除名等によりその会員の資格を喪失した場合において、当該会員だった方に月額料金その他費用の未払いがあるときは、該当会員だった方は、直ちにその未払金を支払うものとします。

第7条 諸手続き(固定席会員：2017年5月15日サービス終了)

1 入会手続き

DIVISION 会員へ入会を希望する方は、当社に対し当社指定の申込書類及び各種書類を提出し、当社の承諾を経た後に、店頭にて本規約に定める入会金、月額料金その他当社が別途定める費用を支払うものとします。

2 利用申込手続き

ビジター会員、ゲスト又はバーチャルオフィス会員として各サービスの利用を申込み方は、当社に対し、当社指定の申込書類及び各種書類を提出し、当社の承諾を経た後に、店頭にて本規約に定める月額料金・利用料金その他当社が別途定める費用を支払うものとします。

3 届出手続き

DIVISION 会員等は、その申込時から住所変更があった場合のほか、その入会時に提出した申込書類に記載の内容に変更があった場合は、速やかに当社に届けるものとします。

4 変更手続き

DIVISION 会員等は、その会員種別や利用プランの変更を希望する場合には、変更希望月の前々月末までに、当社指定の書式による書面及び必要書類を店頭にて提出する方法によりその手続きを行うものとし、電話やメール、FAX等の方法で該当手続きを行うことはできないものとします。なお、当該変更の単位は1か月とし、手続きの翌々月より変更されるものとします。

5 退会手続き

- (1) DIVISION 会員がその自らの都合により、本サービスの利用終了（以下、「退会」といいます）を希望する場合及びバーチャルオフィス会員がその自らの都合により、本サービスの利用終了を希望する場合には、終了希望月の前月末までに、当社指定の書式による書面及び必要書類を店頭又は郵便にて提出する方法によることで、当該終了希望月の末日をもって本サービスを終了することができます。なお、第三者が記入した書類は無効とし、電話やメール、FAX等の方法で該当手続きを行うことはできないものとします。
- (2) 本項(1)の手続きが終了希望月の月末以降になされた時は、その希望月での翌月末付での利用終了とします。

6 再入会特則

退会后30日以内に再度入会手続きを終えた場合は、[第6条1項](#)に定めた入会金を免除するものとします。

7 未成年者の取扱い

20歳に満たない方が本サービスの利用を申込み場合は、本人及びその親権者の法定代理人が連署の上、申込手続きを行うものとし、その他本規約に定める手続きについても同様とします。この場合、親権者等の法定代理人は、本規約及び各種規程に基づいて本人が負う一切の責任・債務について、これを連帯して負うものとします。

第8条 処分

1 利用停止処分

DIVISION 会員等、ビジター会員及びゲストが次のいずれかに該当した場合は、当該利用者に対して、該当事由が解消するまでの間、本サービスの提供を停止することができます。

- ① 当社の定める DIVISION 店舗利用細則その他各種規程に違反した場合
- ② 月額料金その他当社に対する債務で未払いがある場合

2 除名処分

DIVISION 会員等が次のいずれかに該当した場合、当社は、当該会員に対して、事前に通告することなく、直ちに除名をなすことができるものとします。

- ① 当社の名誉、信用を傷つけ、または、秩序を乱したとき
- ② 月額料金、保証金等の諸費用の支払いを怠り、催促を受けてもなお所定の期日までの支払いがないとき
- ③ 申込時に当社に対して虚偽の申告をしたことが明らかになったとき

- ④ 当社が会員として相応しくないと判断し、当社が是正を求めても所定の期日までに是正がなされないとき
- ⑤ 他の会員、ゲストに対する迷惑行為等の当社の運営に著しい支障を与えるような行為をしたとき
- ⑥ 故意に当社の施設・設備等を破損したとき
- ⑦ 第三者から仮差押え、仮処分、強制執行等の申立てを受け、又は租税公課の滞納処分を受けたとき
- ⑧ 破産手続き、民事再生手続き、会社更生手続き、特別清算の手続きの申立てを受け、又は自らこれらの手続きの申立てをしたとき
- ⑨ 当社から1か月以上にわたり連絡が取れなくなったとき
- ⑩ その他、本項各号に準ずる行為をしたとき

3 利用終了処分

- 4 ビジター会員及びゲストが前項各号に該当した場合、当社は、当該利用者に対して、事前に通告することなく、直ちに本サービスの提供を終了することができるものとします。

第3章

第9条 遵守事項

DIVISION 会員等、ビジター会員及びゲストは、当社が定める DIVISION 店舗利用細則その他各種規程を遵守し、DIVISION 店舗内では、当社職員の指示に従うものとします。

第10条 入退店手続き

- 1 DIVISION 会員は、DIVISION 店舗への入退店の際は、必ず当社発行の会員カードにて当社所定の入退店手続きを行うものとします。
- 2 前項の会員カードを忘れた、紛失した等した場合は、当該会員は、会員カード再発行手数料として5,000円（税抜）を支払うものとします。

第11条 DIVISION 店舗の営業時間等

- 1 DIVISION 店舗における本サービスの提供時間（以下、「営業時間」といいます）は、平日午前9時から午後10時とし、土曜日、日曜日及び祝祭日は午前9時から午後5時までとします。
- 2 DIVISION 店舗の定休日は、年末年始のほか、別途当社が定める日とします。
- 3 上記営業時間、定休日の指定・変更を行う場合、当社は利用者に対し、各 DIVISION 店舗にてその旨告知するものとします。

第12条 利用制限等

- 1 当社は、イベント、講習会、各種セミナー等の開催のため、DIVISION 店舗の一部を DIVISION 会員又はそれ以外の方に貸与し、その利用を認める場合があります。
- 2 当社は、前項による場合のほか、イベント、講習会、各種セミナー等の開催その他当社が認めた場合には、DIVISION 店舗の全部又は一部における本サービスの提供を停止し、DIVISION 会員、ビジター会員及びゲストによる DIVISION 店舗の利用を制限することができます。なお、この利用制限による月額料金、利用料金等の返還はしないものとします。

第13条 臨時休館・休業(固定席会員：2017年5月15日サービス終了)

- 1 [第11条](#)の定休日の定めに関わらず、当社は施設点検等のため DIVISION 店舗での本サービスの提供を、連続5日間を上限として停止する場合があります。（以下、「臨時休館」といいます。）なお、この臨時休館による月額料金等の返還はしないものとします。
- 2 当社は、以下に掲げる事由により、DIVISION 店舗での本サービスの提供を停止する場合があります（以下、「休業」といいます。）なお、この休業により本サービスの提供を受けられない期間（フリー会員については入会申込みをした DIVISION 店舗にてオープンスペース利用サービスが受けられない期間とします。）が当社の1か月間の営業日の半数以上にわたる場合を除き、月額料金等の返還はしないものとします。
 - ① 天災その他やむを得ない事情により、当社が DIVISION 店舗での本サービスの提供が不可能と判断した場合
 - ② DIVISION 店舗の補修又は改修に長期を要する場合
 - ③ 法令の制定、改廃、あるいは行政指導等による場合
 - ④ 経営上、提供の継続が困難と判断した場合

第14条 サービス利用上の責任

- 1 DIVISION 会員、ビジター会員及びゲストが DIVISION 店舗の利用に際して、地震、火災、風水害等の災害、盗難・情報漏洩等その他不可抗力と認められる事故、当社の責によらない電気・ガス・給排水等の設備の故障又は他の DIVISION 会員等、ビジター会員又はゲストの行為によって被った損害について、当社は一切その損害賠償の責を負わないものとします。
- 2 DIVISION 会員等、ビジター会員及びゲストが、当社又は第三者に対して損害を与えた場合、

当該損害を与えた者がその賠償の責を負うものとし、なお、ゲストが損害を与えたときは、その同伴した DIVISION 会員が当該ゲストと連帯して損害賠償の責を負うものとし、

- 3 当社の義務は本サービスの提供に留まり、当社は、DIVISION 会員等、ビジター会員及びゲストが被った本サービスの利用に伴う取引上の損失、利益の喪失、データの滅失や損傷等について、その責任を負いません。
- 4 当社は、DIVISION 会員等、ビジター会員及びゲストに他の DIVISION 会員等を紹介することがありますが、当社による紹介は、被紹介者の資力、信用その他の事項を保証するものではありません。
- 5 その他、当社は、DIVISION 会員等、ビジター会員及びゲスト間での紛争に関して、一切のその責任を負わないものとし、

第15条 立ち入り(固定席会員：2017年5月15日サービス終了)

- 1 当社は、管理上必要があると認めるときは、何人の同意を得ることなく、DIVISION 店舗内の施設内に立ち入ることができるものとし、

第4章 バーチャルオフィス会員における特則

第16条 サービス内容

バーチャルオフィス会員は、本規約その他当社が定めた各種規定に従い、別途合意した利用期間中、当該会員資格に基づき、当社が指定する DIVISION 店舗の住所（以下、「指定住所」といいます。）を自らの事業所の住所として利用することができるものとし、ただし、これにより、バーチャルオフィス会員は、指定住所の不動産についての利用権、賃借権を取得するものではなく、また、その地位を第三者に譲渡、貸与等することはできません。

第17条 利用条件

- 1 バーチャルオフィス会員は、その利用開始にあたり、自らの事業内容を当社所定の方法により、当社に登録しなければなりません。ただし、登録できる事業は一会員資格につき一事業のみとし、その事業内容に変更があるときは、変更1ヶ月前までに当社に届け出るものとし、
- 2 バーチャルオフィス会員が前項の登録ができる事業内容は、法令、公序良俗に反せず、また、[第20条](#)に抵触しない事業とし、また、小売業、医療関連業等の訪問者の頻繁な出入りを伴う可能性のある事業を登録することはできません。

第18条 配送物の取扱い

- 1 DIVISION 店舗にバーチャルオフィス会員宛の配送物（信書、荷物等一切を含む。以下「配送物等」といいます。）が届いた場合は、到着後1週間を目処に、当社に登録している住所宛に転送するものとし、ただし、バーチャルオフィス会員から事前に連絡がある場合には、最大1ヶ月間、当該店舗施設内にて保管し、その後、転送を行うものとし、
- 2 前項の配送物等のうち、その外見から当社が請求書であると判断した場合には、当社は前項の転送前に、バーチャルオフィス会員に対し、メールまたは電話の方法により連絡をするものとし、ただし、速やかに連絡が取れない場合には、本条1項に従い、転送するものとし、
- 3 配送物等のうち、封書・葉書以外のものが届いた場合には、当社は、バーチャルオフィス会員に対し、メール又は電話の方法により連絡し、当該会員は、着払いによる転送又は DIVISION 店舗での保管を選択するものとし、なお、この場合の保管期間は最大1ヶ月（ただし、当社はその配送物等の性質に応じてこれを短縮することができるものとし、）とし、同期間経過後は、着払いにより転送を行うものとし、
- 4 当社は、配送物等の保管につき、善良なる管理者の注意をもって対応するものとし、
- 5 バーチャルオフィス会員は、DIVISION 店舗宛に重要書類や現金に加え、小切手、手形、株券、有価証券、キャッシュカード、クレジットカード等の金銭代替性のあるものを送付させてはならず、当社は配送物がこれらに該当することを知ったときは、当該配送物等を受領しないことがあります。また、これらの配送物等が DIVISION に届けられたこと、当社が受領をしなかったことによりバーチャルオフィス会員に損害が生じた場合であっても、当社はその責任を負わないものとし、
- 6 バーチャルオフィス会員は DIVISION 店舗宛の配送物等を1週間あたり20件以内、その容量が合計で縦1m、横1m、奥行き1m以内としなければなりません。
- 7 当社による転送方法は、当社が任意に選定した方法によるものとし、なお、当該転送費用等の手数料は、毎月末日締めで生産し、毎月の月額利用料金に加算して請求するものとし、
- 8 バーチャルオフィス会員が退会によりその会員資格を失った後に配送物等が届いた場合、受取の拒否、または廃棄処分とします。

第19条 その他

- 1 バーチャルオフィス利用サービスについて、当社からバーチャルオフィス会員に対し、1ヶ月前の事前通達によりその理由の如何に関わらず、バーチャルオフィス利用サービスを終了することができるものとし、

- 2 バーチャルオフィス会員からの第18条における連絡は、電話でも受け付けるものとし、ただし、利用申し込み手続き、変更手続きなどの諸手続きについては、本規約上の方法によるものとします。
- 3 住所表記は、「名古屋市中区錦1丁目20番10号 IKKO 伏見ビル 1F」とする。任意で、「DIVISION内」と記載可能とする。ただし、住所表記に伴う損害が生じた場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。
- 4 Webサイトでの住所表記に関しては、画像化を推奨とします。

第5章 雑則

第20条 反社会的勢力排除

- 1 DIVISION 会員等、ビジター会員及びゲストは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員ではなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 DIVISION 会員等、ビジター会員及びゲストは、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3 DIVISION 会員等、ビジター会員又はゲストが、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当然にその会員資格を喪失し、当社は本サービスの提供を直ちに終了させるものとします。
- 4 前項の資格喪失、本サービスの提供終了により、DIVISION 会員等、ビジター会員又はゲストに損害が生じた場合であっても、当社は、何らその損害責任を負わないものとします。また、前項の資格喪失、本サービスの提供終了により当社に損害が生じたときは、当該本サービスの利用者だった者は、当社に対し、その損害を賠償する責任を負うものとします。

第21条 遅延損害金

DIVISION 会員等、ビジター会員及びゲストが本規約及び各種規定に基づく債務の支払いを遅滞した時は、当社に対し、年6パーセントの割合による遅延損害金を支払わなければなりません。

第22条 裁判管轄

当社と DIVISION 会員等、ビジター会員又はゲストとの間で本サービスに関して紛争が生じた時は、その訴額に応じて、名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

第23条 利用規約の改訂

当社が必要と認めた場合、当社は本規約及び各種規定の改訂を行うことができるものとし、DIVISION 会員等、ビジター会員及びゲストはこの改訂後の本規約及び各種規定に同意したものとします。なお、改訂後の内容は特段の定めがない限り、DIVISION 会員等、ビジター会員及びゲストの全員に適用されるものとします。

以上